令和6年度 第78回国民スポーツ大会バドシトン競技 奈良県代表選手選考会要項

- 1. 主 催 奈良県バドミントン協会
- 2. 日 時 令和6年6月30日(日) 開場8:30、受付9:00~、開会式9:30~
- 3. 会 場 「田原本町中央体育館」

住所: 奈良県磯城郡田原本町平田 46 TEL: 電話 0744-33-5882

- 4. 種 目 少年男子・女子の部 シングルス(三位決定戦あり) 成年男子・女子の部 シングルス(三位決定戦あり)
- 5. 競技規則 現行(公財)日本バドミントン協会規則及び大会運営規程による 尚、審判については参加選手に依頼する場合がある
- 6. 競技方法 ①各種目ともトーナメント戦方式による
 - ②強化委員会が1位~3位を奈良県代表選手として推薦し、出場選手から 補欠選手を選考し推薦する
 - ③推薦された選手は、奈良県バドミントン協会常任理事会の承認をもって正式に 第78回国民スポーツ体育大会の奈良県代表選手として決定する
- 7.使用シャトル 本年度(公財)日本バドミントン協会第1種検定球
- 8.参加資格 第78回国民スポーツ大会参加要領による
 - ①令和6年度(公財)日本バドミントン協会会員登録が完了していること
 - ②次のいずれかが属する都道府県が奈良県であること

〔成年種別〕

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 勤務地
- (ウ) ふるさと(別記)
 - 注)大学生については大学の所在地ではなく、居住地を示す現住所となる ※他の都道府県所属の場合「ふるさと」登録が必要

〔少年種別〕

- (ア) 居住地を示す現住所
- (イ) 学校教育法第1条に規定する学校所在地
- (ウ) 勤務地
- ※「ふるさと」以外から参加する場合は、令和6年4月30日以前から本大会終了まで 引き続き奈良県にそれぞれ居住、勤務又は通学していなければならない

- 9.組み合わせ 主催者に一任とする(当日、発表)
- 10.参 加 料 成年男子・女子「2,000円」(※銀行振込による) 少年男子・女子「1,500円」(各連盟を通じて納入すること)

※成年男子・女子の参加料は参加申込と共に下記口座に振込むこと

銀行名 南都銀行 郡山支店 (普通) 0538961

名 義 奈良県バドミントン協会 一般 理事長 辻 敏弘 (ナラケンバドミントンキョウカイ イッパン リジチョウ ツジ トシヒロ)

11.申込方法

〔少年種目〕

少年男子・女子は、中体連・高体連それぞれで推薦された選手に限る

〔成年種目〕※E-mail による申し込みに限る

別紙様式「申込書」(様式①)(ふるさとで参加する場合、「ふるさと登録届」(様式②)も必要)に必要事項入力の上、13.担当者宛てに E-mail(必ずパソコンで受信できるメールアドレスで送信すること)により申し込むこと(問い合わせは携帯へ)

※「申込用紙」・「ふるさと登録届」はダウンロードすること

12.担当者

(成年種目)総務委員長 艸香 久人まで E-mail kusakach@yahoo.co.jp 携 帯 080-1419-8019

(少年種目) 高体連専門委員長 堀 嵩まで E-mail horitakashi@icloud.com 携 帯 080-1451-4209

13.申込期限 < 成年種目> 令和6年5月31日(金)「必着」

※成年種目の申込受付を完了すれば、ショートメール・PCメール等で返信する (返信がない場合、上記担当者に連絡すること)

14.そ の 他

- (1)国民スポーツ大会の監督は、奈良県バドミントン協会常任理事会で決定する
- (2)競技時の服装は、相手などに不快感を与えない服装及びシューズを使用することとし、 色付き着衣及びシューズを使用する場合は(公財)日本パド ミントン協会審査合格品とする
- (3)近畿地区予選会は、8月17日から18日に和歌山県岩出市民総合体育館で開催予定
- (4)第78回国民スポーツ大会は、10月5日から8日に佐賀県唐津市で開催予定
- (5)参加に際して提供いただいた個人情報は本選考会活動に使用するものとし、それ以外の目的に利用しません
- (6)事故があった場合、応急処置は行うが、その後の責任は各参加者の負担とする ※主催者加入の傷害保険を適用するがその契約範囲での運用とする
- (7)持ち込み品によるゴミ等は会場等で捨てないで、必ず、持ち帰ること

[別記]【ふるさと選手制度】

- (1)「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- (2)我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」 については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- (3)「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- (4)「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-3 (国 内移動選手の制限)に抵触しないものとする。
- (5)ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき 2年以上連続と し、利用できる回数は 2回までとする。
- (6)参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要 項で定めた 参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。